

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：加古川市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	83.0%
全職員	70.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	101.2%
本庁課長相当職	97.5%
本庁課長補佐相当職	96.4%
本庁係長相当職	96.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.2%
31～35年	91.3%
26～30年	89.9%
21～25年	89.4%
16～20年	87.9%
11～15年	83.9%
6～10年	90.0%
1～5年	86.4%

【説明欄】

- ①任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、週の勤務時間が38時間45分未満の者については、その者の週の勤務時間を38時間45分で按分した数を職員数として換算しています。
- ②パートタイム会計年度任用職員のうち、特定の時期に一時的に任用される職員は、算出の対象外としています。
- ③指導主事の勤続年数については、前職を含んだ勤続年数として算出しています。
- ④相対的に給与水準が低い会計年度任用職員のうち、85.5%が女性であり、全職員と比較すると男女の給与の差異が大きくなっています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。